

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者制度

網掛けは前回までの回答		
NO	質問	回答
1	募集要項P3「2 申請資格等(1) 申請資格」にある「ア 神奈川県内に主たる事務所を有していること。」とはどのようなことか。	<p>「ア 神奈川県内に主たる事務所を有していること。」とは本店、又は支店等でその事務所の代表者が契約当事者となる事務所で、指定管理業務に関する様々な事項を判断できる権限を有する事務所をいいます。</p> <p>主たる事務所は、基本的には本店を指しますが、支店等でも、契約等の締結の権限を有しており、指定管理業務が始まったあとも、県民からのクレームなどの事項を支店等の段階で処理できることが必要です。</p> <p>また、そういった権限を有する支店等は、申請期限(6月12日)までに設置されている必要があります。</p> <p>なお、グループ申請者の代表者は県内の事務所について主たる事務所を有することを要件とします。</p> <p>申請資格の認否にあたっては、県内の事務所について主たる事務所としての実態を確認させていただく場合があります。</p>
2	<p>参考資料1 平面図</p> <p>8階</p> <p>トレーニングルーム 231.15㎡</p> <p>事務室17.05㎡</p> <p>リフレッシュコーナー47.94㎡</p> <p>更衣室(男) 30.85㎡</p> <p>更衣室(女) 31.68㎡</p> <p>及び</p> <p>1階</p> <p>ギャラリー 114.87㎡</p> <p>地下1階</p> <p>音楽スタジオ1 46.08㎡</p> <p>音楽スタジオ2 40.94㎡</p> <p>9階</p> <p>特別会議室 97.57㎡</p> <p>上記の部屋ごと縦×横の長さをお示しいただきたい。</p>	<p>「質問と回答」に「資料1」として各部屋の寸法入図面を掲載しましたので、そちらをご参照ください。</p>
3	<p>参考資料2</p> <p>トレーニングルーム等の設置備品について管理備品をお示しいただきたい。</p>	<p>「質問と回答」に「資料2」としてトレーニングルーム備品等一覧を掲載しましたので、そちらをご参照ください。</p>
4	再委託先をお示しいただきたい。	<p>「質問と回答」に「資料3」として、平成27年度の再委託先を掲載しましたので、そちらをご参照ください。いずれの委託契約期間も平成28年3月末までとなっています。</p> <p>詳しくは、募集要項8頁から10頁、「9 指定管理が行う業務」をご覧ください。</p>
5	指定管理者が購入した備品リストをお示しいただきたい。	<p>平成23年度から平成25年度に指定管理者が実施した施設・設備の修繕、物品の購入については「参考資料9」をご覧ください。</p> <p>なお、「参考資料9」は一部修正しておりますので、ご確認ください。</p>
6	面接審査時にパワーポイントを使用した説明をする場合、動画の使用やナレーションを吹き込んだプレゼンが可能か。	<p>動画の使用は可としますが、ナレーションは不可とします。</p> <p>また、説明は、必ず申請法人等に所属している方が行ってください。別会社や取引先の会社の方は出来ません。</p>
7	<p>参考資料4 指定管理者業務基準 仕様書12 消防用設備点検について</p> <p>(1)防火対象物定期点検の記載がないが、点検報告の義務はないのか。</p> <p>(2)ない場合、今後も不要との見解で宜しいか。</p> <p>(3)点検報告を行っている場合、直近の委託費をご開示いただきたい。</p> <p>(4)点検を行っている場合、特例認定を取得されているかもご開示いただきたい。</p>	<p>(1)から(4)について、まとめて回答させていただきます。</p> <p>かながわ労働プラザは防火管理上複合権原施設であり、各入居機関・団体ごとに防火対象物の特例認定を受けており、点検報告の義務が免除されています。</p> <p>今後も労働センターが取りまとめをして、各権原者ごとに防火対象物定期点検特例認定申請を行っていくこととなりますので、防火対象物定期点検は不要と考えています。</p>

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者制度

網掛けは前回までの回答		
NO	質問	回答
8	参考資料6 収支決算状況 平成25年度実績について 「光熱水費32,955,923円」となっているが、「参考資料8 光熱水費第2期(H25実績)全体実績額 電気料・水道料・ガス料」を合算(32,674,700円)しても相違が発生している。差額分についてご教示いただきたい。	「参考資料6」は指定管理者に平成25年度中に発生した光熱水費の収入及び支払い金額です。「参考資料8」は平成25年度中に現に使用した光熱水費の実績料金となります。 3月分の光熱水費の支払いについては、翌年度の4月以降の支払いとなるため、双方の参考資料の額に相違が生じています。 なお、県に提出する経費積算内訳(様式3)については、光熱水費として12カ月分を計上されていれば、どちらを採用していただいても構いません。
9	参考資料6 収支決算状況 平成25年度実績について 「維持管理費42,468,391円」となっているが、「参考資料8 設備維持管理業務経費第2期(H25実績)全体実績額 清掃業務～グリストラップ清掃・処理業務」を合算(42,595,441円)しても相違が発生している。差額分についてご教示いただきたい。	双方の参考資料の差額である127,050円は、「グリストラップ清掃・処理業務」の金額になります。第2期では「グリストラップ清掃・処理業務」はすべて県の費用で行っています。 第3期からは、グリストラップがある3階の配膳室を指定管理部分に算入したため、指定管理者は、その応分の清掃・処理費用を負担いただくことになります。また、他の維持管理業務と同様に、指定管理者が委託契約及び支払い業務を行うこととなります。
10	参考資料6 収支決算状況について 下記の項目について、支出毎の詳細な内訳をご開示いただきたい。 ・光熱水費(22年度～24年度)・業務委託費(22年度～24年度)・その他管理費(22年度～25年度)・法人経費負担金(23年度～25年度)・報償費(22年度～25年度)・その他事業費(22年度～25年度)・情報コーナー事業費(22年度～25年度)	指定管理者による経営のノウハウを含む情報となりますので、詳細はお答えできませんが、主な内訳は次のとおりです。 ・光熱水費・電気、水道、ガス ・業務委託費：音響機器や照明機器など各種機材保守点検費など ・その他管理費：電話料、郵送料、インターネット使用料など ・法人経費負担金：各種団体への年会費、分担金など ・報償費：各種自主事業実施団体・講師への報償費など ・その他事業費：自主事業プラザフェスタ開催費、教材費、テキスト代など ・情報コーナー事業費：図書管理システム運営費、新聞・図書購入代、情報コーナー事務用品代など
11	参考資料6 収支決算状況 平成25年度実績について 下記の項目について、詳細な内訳をご開示いただきたい。(23年度～25年度) ・自主事業・事業外収入・光熱水費・維持管理費負担金収入	指定管理者による経営のノウハウを含む情報となりますので、詳細はお答えできませんが、主な内訳は次のとおりです。 ・自主事業・事業外収入：自主事業収入(指定管理者が当該年度に実施した講座や教室による受講料収入など)、事業外収入(コピー代収入など) ・光熱費・維持管理費等負担金収入：県及び入居団体分の光熱費・維持管理費等負担金収入
12	参考資料6 収支決算状況について 人件費について、平成23年度と平成24年度では約562万の変動が、平成24年度と平成25年度では約454万の変動が発生しているが、その理由をご教示いただきたい。	平成24年度に常勤職員が1人増えているのが、人件費が増加変動した主な理由となっています。なお、参考資料6では、平成24年度と平成25年度を比較すると人件費は約86万円減少しています。
13	参考資料6 収支決算状況について 修繕費について、参考資料9「施設・設備の修繕実績」の修繕費計と相違が発生しているが、差額理由をご教示いただきたい。	「参考資料9」にある「施設・設備の修繕」には、各年度の主な修繕を掲載しています。少額な修理(カセットデッキ故障修理等)は掲載していないため、双方の参考資料に差額が生じています。 さらに、平成25年度については、「参考資料9」記載の「トレーニング機器保守点検」「多目的ホール他音響設備保守点検」については、「参考資料6 収支決算状況」において、修繕費としてではなく、施設・設備維持管理費で計上しているため差額が生じています。
14	参考資料8 光熱水費等及び施設・設備維持管理業務経費について 「第3期見込み 指定管理者負担額」について、 (1)計算基礎延床面積からの算出と判断したが、その考え方で大丈夫か。 (2)例えば指定管理者側で、設備維持管理委託業者と委託額の交渉を行う事は可能か。 (3)上記(2)が可能な場合、交渉により下がった委託費は、指定管理者の努力として、指定管理者負担額のみから減額する事は可能か。(光熱水費・維持管理費等負担金収入は減額されない。)	(1)貴見のとおりです。 (2)可能です。 なお、委託選定にあたっては、県内中小企業の受注機会の確保・拡大を図ってください。(募集要項10頁(7)参照) (3)できません。下がった委託費については、県と指定管理者との支払総額から費用負担割合に応じてそれぞれ減額することとなります。

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者制度

網掛けは前回までの回答		
NO	質問	回答
15	質問と回答 資料3 平成27年度の再委託先について 業務名毎の委託金額をご開示いただきたい。(可能であれば26年度もお願いしたい。)	「質問と回答」に「資料4」として掲載しましたので、そちらをご覧ください。 なお、平成27年度分は、まだ支払額が確定していないため、お答えできません。
16	参考資料14 前回質問時の質問への回答事項(抜粋)No.7について 貴県回答より、現指定管理者が更新・購入した備品は、耐用年数を経過している・していないを問わず、全て施設に残していただけるとの見解で宜しいか。	貴見のとおりです。 なお、使用不能となった備品は、県の費用で県が廃棄を行います。
17	参考資料9 施設・設備の修繕について 質問と回答(質問1から5)の5で、「指定管理者が実施した修繕」と回答いただいたが、30万円を超える修繕が多々記載されている。その全てが、リスク分担表における「指定管理者が施設の利用促進のために自主的に行う修繕等」に該当するのか。	貴見のとおりです。
18	その他について 前回(第2期)の公募時に記載があった「テレビ共同受信設備保守点検業務」は地デジ化に伴い作業が不要となったとの見解で宜しいか。	引き続き必要な業務ですが、県が行う業務になりますので、指定管理者が行う必要はありません。
19	県への納付金関連について (1) 県への納付は、収支が赤字になっても納付しなければならないのか。 (2) 納付金は費用として計上してよいか。 (3) 納付金の納付時期は年度内いつでもよいのか。提案する納付金については、当該年度の3月中に納付することが可能か。	(1) 納付金は、収支が赤字であっても提案された額を納めていただきます。 ただし、指定管理業務の大幅な変更または法令・制度改正、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により、必要に応じて、納付金の額を変更します(募集要項12頁)。 (2) 納付金は経費として計上してください。経費積算内訳書様式の支出に「県への納付額」欄を設けてあります。 (3) 納付時期は、基本協定書及び年度協定書で定めます。前期(10月)・後期(3月)の2回に分けて納付していただくことを予定しています。
20	必要に応じて添付する書類(募集要項P5)について 自主事業の実施計画と収支計画は、経費積算内訳書とは別に添付するのか。	経費積算内訳書とは別に、指定管理期間中にどのような自主事業を実施する予定かまた、その自主事業に係る収支計画が分かる資料を添付してください。 なお、必ず経費積算内訳書にも自主事業の収支額は計上してください。
21	物品の譲渡について 指定管理期間中に取得した物品の一部を、指定管理期間の終了時一括ではなく、会計年度ごとに県に無償譲渡をすることは可能か。	物品の譲渡について基本協定で定めませんが、指定管理者が指定管理期間中に取得した物品は、指定管理期間終了時に一括して県に無償譲渡していただく予定です。